

令和8年第3回（6月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和8年6月23日 開会

令和8年6月23日 閉会

西伊豆町議会

令和 8 年第 3 回（6 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（6 月 23 日）

○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
○職務のため出席した者.....	4
○開会宣告.....	5
○開議宣告.....	5
○議事日程説明.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	6
○承認第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
○承認第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
○議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
○閉会宣告.....	16
○署名議員.....	17

西伊豆町告示第 5 8 号

令和 8 年第 3 回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和 8 年 6 月 2 3 日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について
- (2) 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- (3) 令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算 (第 3 号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 堤 圭 祐 君

2 番 土 本 直 矢 君

3 番 中 島 健 君

4 番 磯 清 彦 君

5 番 河 内 ひ と み 君

6 番 山 本 豊 君

7 番 加 藤 タヅ子 君

8 番 浅 賀 元 希 君

9 番 仲 田 慶 枝 君

10 番 高 橋 敬 治 君

不応招議員（なし）

令和8年第3回（6月）臨時町議会

（第1日 6月23日）

令和8年第3回（6月）西伊豆町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月23日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第42号 令和8年度西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 堤 圭 祐 君

2 番 土 本 直 矢 君

3 番 中 島 健 君

4 番 磯 清 彦 君

5 番 河 内 ひとみ 君

6 番 山 本 豊 君

7 番 加 藤 タヅ子 君

8 番 浅 賀 元 希 君

9 番 仲 田 慶 枝 君

10 番 高 橋 敬 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 星 野 淨 晋 君

副 町 長 高 木 光 一 君

教 育 長 森 真 治 君

総 務 課 長 長 島 司 君

産業振興課長 木 野 の ぶ 子 君

窓口税務課長 渡 邊 貴 浩 君

防 災 課 長 久保田 寿 之 君

職務のため出席した者

議会事務局長 高橋昌子

書

記 船津康予

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中暑いようでしたら上着を外して結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方は、マイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようにお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び、本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

6番 山本 豊 君、

7番 加藤 タヅ子 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋敬治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第42号西伊豆町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第42号は、西伊豆町税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。それでは、議案第42号西伊豆町税条例の一部を改正する条例案についてご説明をさせていただきます。本件につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されまして、同年の4月1日から施行されたことに伴い、西伊豆町税条例の一部を改正するものでございます。5月7日の臨時議会におきまして、3月31日付けで専決処分を行いました、西伊豆町税条例等の一部を改正する条例のご承認をいただいたところでございますけれども、その後の確認におきまして、一部改正をしていなかった部分があるということが判明いたしました。そのため今回改めて、改正案を上程させていただき、必要な改正をお願いするものでございます。議会の皆様にはご迷惑をおかけすることとなりまして、深くお詫び申し上げます。申し訳ございません。

それでは議案書の1ページをお開きください。

こちらが改正文となります。2ページが新旧対照表となります。

3ページをお開きください。改正の内容につきましてはこちらの3ページの資料を使って説明をさせていただきます。今回の改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律におきまして、固定資産税の特例措置として、地方自治体が一定の範囲内において、その内容を条例で定めることができる制度。地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と呼んでおります。これの特例は割合、すいませんここですね、軽減割合と記載してございますけれども下の表等をちょっと合わせる関係がありまして、特例割合というふうに訂正をお願いいたします。失礼いたしました。この特例割合につきまして国が標準的な目安として示す割合、これを一般的に参酌値と呼んでおりますけれども、これを合わせて改正を行いたいという内容でございます。下の表をご覧ください。こちらは固定資産税の中の償却資産に当たる部分の1つで、今回はですね特定再生可能エネルギー発電設備について、それぞれ各種の種類に応じた割合を乗じた額とする。特例措置が講じられている部分の改正となります。例えば一番上の行を参考に説明をしますと、まず第10項第1号の片仮名のイの太陽光発電につきまして、現行が3分の2となっているところを今回赤字に直しておりますが2分の1に改正を行うというものの内容でございます。同様に2行目以降ですが、水力発電、地熱発電、バイオマス発電、特定風力発電設備が洋上風力発電設備とそれから陸上風力発電設備2つございます。そして一番下の特定地熱発電設備まで全部で7項目の発電設備の特定割合を改正したいというものになります。適用期間はすべて3年度分で、令和8年度から10年度までが対象の期間となります。1ページにお戻りください。中段の付則をご覧くださいと思います。施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。経過措置としまして、第二条別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の西伊豆町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。第2項令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法の等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方税法付則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとします。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） はい。こちらの改正なんですけれども、わがまち特例といいまして、わが町の実情に応じて税率を自由に定められる制度ということで、認識しております。

そこで、現在の西伊豆町における発電の問題点、1つ目ですね、2つ目が好ましい発電。

3番目が、今後推進する発電方式、そういったものを検討された上での税率なんでしょうか。

いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それぞれのですね発電の先ほども問題とかつていうことをおっしゃったと思いますけれども税の方としますとね、こちらはあくまでも地方税法の方で規定をしているそれから各施設設備におきましては、いろんな企業さんがですね、これからこういう発電設備等につきまして、今後さらにこの開発とか、新しい分野で進められていくということをですね、念頭にこういった軽減割合を低くしてこれからどんどん進めていくということが、根底に国が考えていると思いますので、町側でですねこれらに対して、何か課題とかということとは特にございまして、あくまでも課税する段階におきまして、それぞれのこういった設備等に対して、割合を決定すると、先ほど申しましたようにこの参酌基準というのが国の方で一応定めておりますが、これに特にですね西伊豆町がこれ以外の割合にするというところについては、特に考えておりませんで、まずこの基準をもって西伊豆町も地方税法に合わせて、この基準で課税をさせていただくというふうに考えております。

○議長（高橋敬治君） 6番山本豊君。

○6番（山本 豊君） はい。それはちょっと確認なんですけれども、例えばメガソーラーで、大城のメガソーラーにつきましては、山林を伐採し土砂の崩壊というようなことで問題になっている件があります。またメガソーラー同じメガソーラーでも採掘後に設置するというような案件につきましては、新たな伐採を伴わず掘削したその形状を生かして発電をするというようなことで自然エネルギー、新エネルギーの推進というのは基本的には地球環境の保全ということでよく今後推進すべき事業ではあるんですけれども。中にはその西伊豆の自然への何ですか抵抗といいますか、災害ですとか、そういったものに起因することもありますので、その辺の考慮というのを、加味するのか加味しないかってのはまた別問題なんですけど

も、その辺の検討っていうのは、やはり 1 度しておくべきではないかと思います。

○議長（高橋敬治君） 山本議員。今は質疑をしますんで。

○議長（高橋敬治君） 答えられますか。はい、窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。議員のおっしゃる課題といいますかね、問題につきましてはですね、今回の税条例のところではちょっと話がですね別になります。ただ、まず改正の方につきましてはですね、それぞれそういった設備を推進するという意味では、それぞれ課税が必要となりますので、これの改正で対応したいということでございます。また議員のおっしゃられる課題、問題につきましてはですね、この場でどうこうということではないんですが、これからこういった設備がですね、実際に市町の方に建てられる、或いは設置されるということがありましたら、それはそれでその場でですねまた別の環境問題ですとか、それからおっしゃられるように自然災害、そういった問題は当然起こりうると思いますので、そこにつきましては、その設備をですね、設置する段階で、別のところでですね、また対応或いは条例法令等に絡めて対応するということになろうと思います。

○議長（高橋敬治君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 42 号西伊豆町税条例の一部を改正する条例案については原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第 42 号は原案の通り可決されました。

◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 4、議案第 43 号西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 43 号は西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） はい。議案第 43 号について説明をさせていただきます。今般、国家公務員災害補償法に基づく葬祭補償の額が改定されました。これを受け非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において非常勤消防団員等が、公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定が行われています。この政令は令和 8 年 5 月 27 日に公布施行されております。この基金においては、全国の自治体一律同じ運用がされておりますことから町の条例も同様に改正をしたいものになります。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。どのような場合に補償が出るかということの説明を第 18 条の方に書かれております。非常勤消防団員等が消防作業等に従事もしくは救急業務に協力または応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合において、葬祭補償費として支給がされます。この計算に使う数値として 31 万 5,000 円という金額だったものを 33 万円に改定するというのが今回の内容になります。別資料で説明資料をお配りしてございますけども、そちらを見ていただきますと、中段の葬祭補償というところですね。死亡に際して遺族等が葬祭を行った場合に、そのものに対して次のいずれか高い額を支給するということになります。33 万円に、補償基礎額の 30 倍を加算した額または補償基礎額の 60 倍。このいずれか高い方を支給いたします。なおこの基準に基づいて算出した額が 66 万円に満たない場合は、最低保障額として一律 66 万円が支給されることになります。補償基礎額については、勤続年数、それから役職によってご覧の通り額が決まっております。最後に 1 ページの方の付則をご覧ください。この条例は公布の日から施行します。経過措置が書かれてお

りますが、4月1日から現在、この条例が成立するまでの間にですね、死亡された方は、おられませんでしたのでご報告をさせていただきます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） ちょっと葬祭のですね、中身についてちょっとお伺いしたいんですけども、遺族が葬祭を行った場合の費用ってことなんですけども、葬祭の費用ってのはどのようなものが該当するのか、教えていただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） 通常の葬式になろうかと思いますが、この制度っていうのは、消防団員等公務災害補償等共済基金というところがありまして、そこから基金が来るわけですよ。葬式を行った場合ですね、基金が掛け金を掛けている町に対して支給をされると町はその葬祭を行った遺族の方に全額そのまま出すという事です。その内容が適正かどうかっていうのは、これまでちょっとこの制度を適用したことが私もないものですから、この場でちょっと詳しく説明はできかねます。申し訳ございません。

○議長（高橋敬治君） 他に質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 43 号西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、原案の通り決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 43 号は原案の通り可決されました。

◎議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 5、議案第 44 号令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 44 号は令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算第 3 号でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（長島 司君） 議案第 44 号令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ 1,150 万円を追加し、それぞれの金額を 77 億 6,434 万 2,000 円としたいものです。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順に朗読します。14 款国庫支出金 1,151 万 2,000 円。18 款繰入金 1 万 2,000 円の減。21 款町債 0 円。歳入合計に 1,150 万円を追加し、77 億 6,434 万 2,000 円としたいものです。

次に歳出です。款、補正額の順に朗読します。5 款農林水産費、500 万円。6 款商工費、0 円。12 款、諸支出金 650 万円。歳出合計に 1,150 万円を追加し、77 億 6,434 万 2,000 円としたいものです。

○議長（高橋敬治君） 5 款はもう一度 5,000 万円と言わなかったですか。500 万って言った。はい。失礼しました。すいません。

○総務課長（長島 司君） 3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第 1 表歳入歳出予算補

正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載の通りでございます。

4ページをお願いいたします。2、歳入です。14款2項1目1節総務管理費補助金651万2,000円。こちらの重点支援地方交付金ですが、国の令和8年度補正予算により当町は651万3,000円の内示を受けたことから、当初予算に計上した1,000円を差し引いた651万2,000円を追加で計上するものです。この補助金を次のページ、5ページの歳出予算、6款1目1項7目3セットコイン事業費のポイント還元事業に充当したいと考えております。これに伴いまして、令和8年度当初予算において、当該事業の財源としていた4ページの中段、18款1項5目1節のふるさと応援基金繰入金1万2,000円と、その下の21款1項4目商工債の1節過疎対策事業債650万円をそれぞれ減額いたしますが、過疎対策事業債については、減額分を過疎地域持続的発展基金に積み立てるため、4ページの歳入予算の21款1項1目総務債で受け入れ、5ページ、歳出予算の12款1項1目24節積立金で基金の方に積み立てます。また、ふるさと応援基金繰入金の1万2,000円については、過疎対策事業債の借入れが10万円単位となるため、残りの1万2,000円を減額するものでございます。次に14款2項4目4節水産業費補助金500万円。こちらの水産関係、地方公共団体交付金は、令和8年度の水産業振興総合推進事業費補助金の交付決定を受けたことから、新たに予算計上をするものです。補助率は10分の10となっております。

5ページをお願いいたします。次に3、歳出です。5款3項1目12節委託料500万円。海業取り組み促進事業業務委託ですが、先ほど説明した国の補助金を活用し、海業フィールドガイドの人材獲得及び育成に向けた業務委託を行うものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 5ページの海業取り組み促進事業業務委託の話、先ほどのお話ではフィールドガイドを養成するようなことをおっしゃってましたけど、もう少し具体的にそして当てがあるのかどうかということ。教えてください。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 海業フィールドガイド人材ということになりますけれども、

単に観光案内を行うガイドではなく地域の海漁港、漁村漁業魚食自然環境などの資源を把握し、その魅力を活用した海業コンテンツを実際に企画運営できる人材を想定をしていますという方を育成したいというふうに考えております。海業フィールドガイド人材は、海業を地域内で継続的に展開していくための実務人材として位置づけるという形で考えておりまして、今の当てがあるのかというお話がありましたけれども。これから、そういう方を探すというところに来ております。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 少し重ねて伺いたいところですけど、初めての試みだと思うのですが、今これに当たるようなことは、産業振興課の職員がやってるような印象がありますが、そこの手を離れて委託をするというふうにとらえていいんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長

○産業振興課長（木野のぶ子君） 町の職員だけではもうとてもこの事業は手一杯というか、そういう状況に今なっておりますので手を離れるというよりも、そちらに注力をしていただける人材を町としては育てたいというふうに思っております。なので、伴走していく形は途中まではそういう形になろうかと思っておりますけれども、いずれは町の方はもう管理というか、管理監督のような形で実務的に動いていただける方というのを育成したいという思いからこちらの補助金の獲得ということになりました。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 他に質疑ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 今の関連なんですけども、今その人材をですね、探してるっていうようなお話だったんですけども、仮に人材が見つからなかった場合にはこの事業ってのはどのようなになるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 人材獲得の方は、やはり相手方の意思であるとか、そういうものもありますのでなかなか今、難しい状況という形にはなっております。必ずしもそういう方が、見つかるかどうかというのも今からという形になりますので、というところにはなるんですけども、万が一そういう適当な方というのが見つからない場合は、予算の返還も考えなければいけないですし、それか他の活用を考えるかというところで、今課の方ではそ

のように検討しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 他に質疑ありませんか。

5 番、河内ひとみ君。

○5 番（河内ひとみ君） 今の質問に関連なんですけど、この事業の委託先の事業所はどこになるんですか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） こちらですけれども、人材獲得につきましては、一般社団法人フィッシャーマンジャパンというところの委託を考えております。本町がこれまで取り組んできました、漁業者の移住の取り組みである西伊豆&ANGLERを活用するというふうな形をとらせていただきます。人材育成の方につきましては、こちらの町内にございます NPO 法人の西伊豆未来創造に委託をして、具体的に西伊豆町の海業の取り組みであるとか、漁業者さんとの関係であるとか、そういうところ観光客への対応であるとかというのを実践的に座学ではなく学んでいただくという方式を考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 他に質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 44 号令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）については、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって議案第 44 号は原案の通り可決されました。

◎閉会宣言

○議長（高橋敬治君） 以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和 8 年第 3 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 2 分